

琉球所属を繞る日清交渉の諸問題

安岡, 昭男 / YASUOKA, Akio

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

9

(開始ページ / Start Page)

107

(終了ページ / End Page)

116

(発行年 / Year)

1957-01-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011830>

琉球所屬を繞る日清交渉の諸問題

安岡昭男

琉球の所屬を繞る日清交渉については、戦後、外務省編纂「日本外交文書」の刊行が進み、関係文書が公開されたが、植田捷雄博士は早速それらの資料や中国側資料も併せて詳細に交渉経過を辿り、両国主張の論点を明かにされた。〔琉球の帰屬を繞る日清交渉〕東洋文化研究所紀要第二冊昭26)

その後刊行された日本外交文書第十九卷(昭27)は琉球問題に關する日清交渉の資料を追録補填し、ここに交渉のほぼ全貌が尽されるに至った。大山梓氏は「琉球帰屬問題の史的研究」(政治経済七卷五・六号昭29)で、史籍を渉獵し関係外交文書を精査して、両国主張の前提となる中世以降の史的関係並びにその法的考察を進め両者の見解を検討されている。

筆者は前稿「日清間琉球案件交渉の挫折」(本誌第七号昭30)で北京会商前後の事情について考察したが、本稿では更に補足資料を加えて日清交渉全般を通じての問題点の剔抉を志した。

一、交渉経過上の問題

幕末に於ける琉球問題の発生 琉球は慶長十四年一六〇九島津家久

の征討により、実質的に薩摩藩の附庸となったが、一方既に明代洪武帝の招諭に應じて、中山王として冊封を受け、爾来朝貢関係にあった。島津氏は貿易政策上琉球に独立を装わしめ、中国もまた日本との関係を察知し乍ら不問に附し、茲に琉球の両属状態は日本の鎖国政策が破綻を示さぬ限りに於て継続した。

幕末に至り識者は北辺防備の急と共に、南方琉球掌握の要を強調していた。佐藤三郎「琉球藩処分問題の考察」昭29
山形大学紀要人文科学三ノ一

太平洋航路の要衝に當る琉球諸島には、十九世紀初葉以降欧米諸国艦船の来航を見、その航海記の中には琉球の「日清両属の特殊事情を正しく理解して、同島が事実上日本の勢力下にあることを認め」たものもあった。百田常吉「十九世紀前半に於ける琉球をめぐる外国関係」日本歴史地理学会月報六
昭25

弘化年間、仏艦或は英人の退去方に関し、島津氏は琉球から清国に之を交渉させた。徳川齊昭は此の時に當り老中阿部正弘宛「最早琉球国ハ六ヶ敷察候せめてハ此上蝦夷地如琉球不相成様」と警告し、琉球の態度についても、仏英から厚恵ある時は日本中国を親母とし仏英を君とするやも知れずと危惧し、薩藩の蹶起を促している。「新伊勢物語」大日本
維新史料一編ノ七所引

島津齊彬は外国の琉球に対する条約締結要求に關し「元來琉球は日支兩屬の姿であつて表は清國に屬し、實は日本に隸せり、而も其表の清國に屬する所を以て内外共に之を觀る」とし「琉球は表面上日本の化外に貴き、通信貿易の二件は琉球王限りに於て默許されんこと日本將來の長計たるべし」と阿部正弘に進言し、之が採用されて米仏蘭各國と琉球の間には相ついで取極めが成立した。渡辺修二郎「阿部正弘事蹟」明治38
中村徳五郎「島津齊彬公」昭8

英國代理公使は文久元年一八六〇琉球所屬の疑義を幕府に照會した結果、琉球は慶長年間の征討以來島津氏の所屬であり、清國との關係を禁止しない旨の回答を得た。三浦周行「明治時代に於ける琉球所屬問題」(一)史學雜誌四二ノ七昭7

慶應三年一八六七パリ万国博覽會に薩藩は幕府を経由せず出品し、薩摩侯は幕府下にあるが琉球國王としての島津氏は幕府から獨立した君主であると申出て「薩摩琉球國勲章」を公帝、文武官に贈った。然るに其後將軍名代徳川昭武一行が到着し、琉球の兩屬關係を説明し、琉球は日本から獨立した国でない事を主張した。尾佐竹猛「國際法語」大15昭5
觀たる幕末外交物語

既に琉球の存在は早晚國際場裡にその所屬を明確化する事を余儀なくされる形勢にあつた。この國際的背景の下に、日本の改革を主動力とし、琉球問題は琉球が「父母之邦」と仰いだ日清兩國間に懸案となり、此の間に琉球が介在する形となつた。

明治維新と琉球 明治二年一八六九版籍奉還にも薩摩藩吏の琉球在勤には變りなく、同四年一八七一薩藩舊県に際しては鹿児島県管轄となり、翌五年正月、県官奈良原幸五郎、伊地知貞馨が派遣され、本土の改革を告げ、琉球の政体不変更、島津氏への滞租・負債の

免除等の懷柔策を採つた。この事態にも琉球は現状維持即ち日清兩屬の繼續を希い、むしろ慶長征討後薩摩に編入された奄美五島の返還をさえ期待している。東恩納寛惇「維新前後の琉球」大15「南島論攷」所収昭16、「尚泰侯實錄」大13

明治四年十一月、琉球人遭難事件が起り、台灣生蕃問罪の前提として琉球の藩屬關係確立が必要とされ、外務卿副島種臣の建議により、翌五年九月に琉球王尚泰の藩王冊封、琉球でいう「藩王御請」東恩納寛惇「職説沖繩史」昭25が行われた。此の際尚泰代理として上京した王叔伊江王子他は、五島返還を請願し副島外務卿から善処を約された。これは琉球人に期待を与えたが、その後は事絶えて実現を見なかった。喜舍場朝霞「琉球見聞録」名聲諸事件」大3昭27

日本の此の措置により、琉球との条約の効力を懸念した米國は、直ちに駐日公使デ・ロング C. E. De Long から副島外務卿に照會し、爾後は日本政府に於て同条約を維持遂行する旨の回答を得て、以後日本の琉球処分に対して何等の異議も挾まなかった。外務省編「大日本外交文書」五卷一七
九文書 外務省編「旧条約彙纂」三卷
九文書 外務省編「旧条約彙纂」三卷

また明治六年一八七三八月には伊國代理公使から琉球との条約に關連して米仏蘭と同様に伊國艦船人民を取扱われたと願出ており大日本外交文書六卷一七九文書、旧条約彙纂三卷であつた。既に日本の琉球領有は列國の事実上認める所であつた。

台灣事変と北京協約 琉球人迫害の報復を期する征台論は、明治六年三月、備中小田県人遭難により更に硬化した。しかも当時デ・ロング米國公使及びその推挙にかかるル・ジャンドル C. Le Gendre 李仙得(外務省二等出仕)は種々台灣問題に獻策し、暗に日本の台灣出兵を促す氣配であつた。渡辺幾治郎「台灣事変と近昭29代日本の建設」大隈研究五

英修通「一八七四年舊社事件」昭26
 法学研究二四ノ九・十合併号

征台の準備工作に全權大使として渡清した副島外務卿は、明治

六年六月清国側から「台湾生蕃の地は化外に置き政教逮ばず」との言質を得た。「副島大使適清概略」明治文化全集六外交篇所収

然るに台湾蕃地事務都督西郷従道により渡台出兵が決定されるに及び、清国では之を日清修好条約違反として撤兵を要求した。明治七年七月に決定し、駐清公使柳原前光に伝達された談判要領には「這回ノ機会ヲ以テ琉球兩

属ノ淵源ヲ絶チ朝鮮自新ノ門戸ヲ開ク」ことを奥計としている。日本外交文書 七卷九五文書

これは琉球建藩措置前、右院が政府から琉球問題研究を命ぜられたのに対し「我已に其要務の実を得たれば、其虚文の名は之を清国に分ち与へ」「王号の封冊を受くるを許して、分明に兩属と看做すべし」と消極的な兩属政策の継続を進言したのと

対照される。外務省編「日清交渉史提要」

柳原公使と清国總理衙門との交渉は進展せず、内務卿大久保利通は渡清を願ひ全權弁理大臣として和戦の決定権を委任され北京に赴いた。大久保全權は随員仏人顧問ボアソナード *Rossonade*

に負う公法理論を楯に蕃地の管轄権を追及した。然るに清国側は、近時西洋各国編成の万国公法に關せず「正理」を以て熟商し

たいと申出た。交渉は決裂に瀕したが、英國公使ウエード *W. E. Wade* の調停により明治七年十月末に協約調印を見た。その前文に「台湾生蕃嘗て日本国ノ属民等ヲ将テ、妄リニ害ヲ加フル」云

々と述べ、本文に日本の征台を義挙と認め、償金支払を約した。「使清弁理始末」明治文化全集六外交篇所収

「処蕃趣旨書」同前及び大久保利通文書十所収

此の北京協約は間接的に清国に琉球を日本の属地と認めさせ

た事になり、日本政府爾後の行動に自信を与え、逆に清国にと、

ては不利な一条となった。当の大久保全權、柳原公使、大久保利通文書六

或は蕃地事務局長官大隈重信明國大 勢史 大2 などが成功を謳っているのみならず、中国の史書も之を日本に琉球併合の根拠を与えた

愚な失敗と評している。王雲生「六十年來中国与日本史」 昭8 H. B. Morse

は償金支払は「過去五世紀に互って貢物を納めたところの琉球を暗々裡に捨て去った」もので、それは「総ての附庸国即ち雲南、

朝鮮、緬甸を次ぎ次ぎに捨て更に滿洲、蒙古、西藏の位置にまで及ぶところの先驅をなした」と認めている。清沢潤氏「外交家としての大久保利通」 昭17

後に清国側は、無恤銀兩は掠奪に遭った日本人のみに支払ったものと申立てたが、ウエード公使の文書に「殺害家族」(琉人)等に

支払う旨の記載があり此の弁明は成立しない。日本外交文書七 卷一八四文書

政府顧問ボアソナードも、条約面中に琉球人民を指して日本臣民と名称したのを根拠に、琉球に一層政権を拡張すべしと説いて

いる。平塚篤編「統伊藤博文秘録」 昭5

琉球処分進展に伴う日清間紛議の発生 明治七年十二月、琉球

藩事務は外務省から内務省に移管された。これが「日本の隷属たるを各国に敗露し清国交通の障礙を生ずる恐れあるを以て琉人自ら命を朝廷に請て」琉球見聞録 改属となったものとすれば、琉球人の

希望に合致していた事になる。しかも琉球からは北京交渉後も明治八年三月に清国へ進貢を行い日本の代理公使鄭永寧と清国總理衙門との間に応接を生じせしめるなど、対清観念は依然たるものであった。日本外交文書八 卷一三四文書

同」へ導くため、明治八年七月処分官として内務大丞松田道之が派遣され、内政処分案を琉球藩に伝達したが、その主眼は隔年朝貢の停止にあった。大久保利通文書六、「琉球処分提綱」明治文化全集三、雜史篇所収これは両属関係清算の方針を執る日本政府としては必須の措置であったので、琉球側では朝貢断絶は親子の義を滅する忘恩行為になるとして種々歎願を試みたが空しかった。当時藩内には強硬派、温和派、折衷派が対立し佐藤三郎前掲論文清国を恃むものは清国軍艦来援の情報に期待し、松田処分官も此等の動向に配慮していた。琉球見聞録、尚泰侯実録琉球の識者には、津那古親方（東国興）の如く、既に内地の廢藩置県を聞き早晚余波の琉球に及ぶ事を慮り、その準備のための九州視察を唱えていた程の人物もあり、此の時も中国が嘗て外藩のため出兵した例のない事を説明して政治家を戒めていたという。伊波普猷・真境名安興「琉球の五偉人」大9

琉球側の運動は藩王代理の上京歎願、清国への密使派遣共に効果のないままに、明治九年一八七六七月末、内務少丞木梨精一郎により正式に対清関係断絶の指令が伝達された。

これより先、明治九年一月、朝鮮問題に関する会談に際して、清国側から駐清公使森有札に対して、属国とし朝鮮の外琉球、安南があると口外した。森公使は琉球問題の直接討議を避ける一方、琉球人の清国旅券免状下附の件について、清国側に旅券所持者を日本人と認めさせる事により暗に琉球の日本領である事を認めさせるといふ成功を取めた。日本外交文書九、卷一五七文書

ついで貢年に当る明治十年に琉球藩王密使が北京に到り、貢使発遣不能の旨を訴えたので、李鴻章は森公使に朝貢停止の事実の

有無を質した。森は琉球藩が内務省管轄に移った事を楯に議論を避け、李も深くは追及しなかった。日本外交文書、十卷九一文書これは駐日公使何如璋赴任後の交渉に任す意図と共に李自身の関心が消極的であった事にもよる。一方何公使は東京着任後、李に強硬策を具申した。廢藩置県措置の前に既に予めこれを警告し、琉球の滅亡は更に朝鮮、台湾澎湖諸島に及ぶ事を憂慮し、日本の現状では強硬抗議を申入れ不和を醸しても事を構える虞れはないとの見解であった。李文忠公全書附署函稿卷八、六十年來中国与日本一

明治十一年一八七八十月七日附外務卿寺島宗則宛の何公使照会文面には「日本堂々大国諒不肯背隣交欺弱国為此不信不義無情無理之事」「欺凌琉球擅改旧章無端而廢棄條約压制小邦」「庶足以全友誼固隣交不敢貽笑於万国」等の言辞を用いていた。日本外交文書十一、卷二五文書

寺島外務卿は此等の語を、国交断絶に類する暴言であると難詰し、この件の謝罪書の提出のない限りは交渉に応じない旨を主張した。照会の抗議内容は清国政府の指令によるものではなく、何公使自身の発意に出るものである事が確認されたが、何公使は文書及び会談により屢次弁明はしても謝罪には応じなかった。日本外交文書十二、卷九九文書、岩倉公使記下此の間に琉球廢藩、沖縄置県、旧藩王上京の措置を見て折衝は更に紛糾し、交渉は北京駐在公使実戸義と總理衙門との間に移った。寺島に代った外務卿井上馨は、明治十二年一八九月、長文の覚書を總理衙門に呈し法理論を明確に主張し、水掛論に陥っている両国の紛議に終止符を打とうとした。日本外交文書十二、卷一〇六文書附、世外弁上、公伝卷三

グラントの調停

本来第三者の調停に関して、日本は現状のま

ま既成事実を固めてゆく方が有利なので之を望まなかった。先に大久保全権の随員として渡清した井上毅、ボアソナード兩人共に清国要路との直接交渉を政府に説いている。統伊藤傳 文秘録これに反し清国が交渉不調の打開に第三国への仲裁依頼の意向を有していた事は、明治十一年九月の何公使と外務大書記官宮本小一及び寺島外務卿との会談にも仄かされている。外務省松本記録

世界周遊の前米国大統領グラント U. S. Grant は日本来朝を前にして、清国で恭親王、李鴻章から琉球問題幹旋を懇請された。調停依頼には親清派琉球人からの運動もあったやに窺われる。尚物「薩清当時の項大」人物「林成功」

李はグラントに応諾させる為、特に米国の利害に関する事柄即ち日清開戦の際に於ける太平洋航路の米船航行不能化の危惧を説いた。李文忠公全書 訳署函稿八然るにグラントは太平洋航路の安全が保障されれば清国は満足すると考えた節がある。即ち明治十二年七月の内務卿伊藤博文らとの日光会談でも、グラントは清国が琉球諸島を「太平洋ノ互市上欠ク可カラザル要路」と目している事を述べ

グラント氏意見ヨング氏筆記「琉球事件」明治文化全集二種史篇所収
翌八月、明治天皇との会見にも、確説か否かを疑い乍らも「清国ニ於テハ該島嶼間ノ疆界ヲ分界シ、太平洋ニ出ル広濶ナル通路ヲ彼ニ与フルノ議ニモ至ラハ、彼レ是ヲ承諾スヘシ」との情報を洩らしており。グラント將軍と 昭12 日本外務省文書これが後述の分島案につながる勧告であった。

十二卷七
八文書
グラントは琉球の所屬について清国側から聴取した所と日本側の説明との食違いを知り、来日後は清国への同情を逆に日本に移したの観があり、後に李鴻章もグラントに対する不満を吐露して

いる。日本外交文書十卷一三一文書伊藤内務卿は実戸公使宛情報中に「グラントは充分我政府の是なるを認めた」旨を報じた。日本外交文書十卷一〇二文書グラントは欧州諸国の野心を警告し、日清両国に互譲の要を説いたので、結局照会撤銷問題、会商地派員の件共日本が譲歩し、清国総理衙門大臣と日本側全權実戸公使との間に北京会商開始の運びとなった。日本外交文書十三卷一七・一八文書 三國谷宏「琉球開港に関するグラントの調停」東方學報京都十ノ三昭14

琉球三分案と分島改約案 北京における正式交渉に先立つ李鴻章・竹添進一郎間の予備的会談に於て、先ず明治十三年ハ〇三月二十六日に日本の意向であり且つ後に北京会商の議に上った二島分割・条約均霽案が内示され、同年四月四日には李から琉球三分案が提示された。

三分案とは、琉球諸島のうち中部を琉球に帰し王国を復し日清両国が之を保護し、南部の台湾に近い部分は諸国に割譲し、北部の薩摩に近い諸島を日本領とするという内容である。李文忠公全書 訳署函稿九 清史稿邦交志六日本に北部を与えるという事は、嘗て慶長征討後に島津直領として薩摩に編入された奄美諸島を確認されるものに過ぎない。しかも清国が中部の琉球王国に冊封關係を存続する事は必至であり、本案は日本として得る所なく、清国の体面を保つに過ぎない案であり到底承認出来ない所であった。

李は三分案をグラントが駐日米国公使ビンガム J. A. Bingham と協議の上で何公使に提示したかの如く開陳したので、日本政府はグラント及びビンガムに照会し、その結果両者共関知せぬ旨を確認した上、竹添を通じ予め反対の意向を清国側に伝えておいた。結局三分案は正式の議には上らなかったが、三分案が没却され

る事は同時に李が本件の交渉から遊離する事を意味した。三分案の発生については遂にその真相が明かにされていないが、李がこれを利用して交渉の基礎に置こうとした事は事実である。

北京会商に臨んだ日本の方針は、琉球諸島中の最も台湾に近い宮古・八重山両群島を清国に割譲し、代りに日清修好条規に追加条約の形式で最惠国待遇均霑の条項を加えるという所謂「分島改約」の案であった。日本が既に内地同様に県制を施行した領土の一部を割いてまでも妥結を期したのは、グラントの説く互譲の実を挙げる為であると共に、一面最惠国條款を切望していた故であった。日本外交文書十卷二四文書三卷二四文書

グラントは清国滞在中に要路者の説明を聴取したが具体案には触れなかったと認められる。後に竹添に対しても李はグラントと「政略上ノ事ハ話シタリ辦法ノ事ハ嘗テ談セス」(明治十四年十二月)と答えている。日本外交文書十九卷五九文書附十六号 日本来朝中に両群島分割案を発論した事は、帰国後グラントが日本政府の三分案に関する照会に答えた所や^{世外弁上}李の言動にも裏書される。しかし日光会谈の記録は解決案の具体的個所に触れるのを避けており、グラントの解決案発議の事実に関してはやゝ明確を欠いている。^{前掲「琉球事件」}いづれにせよ日本が交渉の基礎とした両群島割譲案はグラント勧告の線に沿うものであった。

グラントの斡旋により打開された日清交渉は後述の如く結局不調に帰したが、結果として日本は失った所なく、逆に清国には一応の手段を尽したとの観念に至らしめた。日本も以後交渉に応じない態度をとる理由も立ち、不成立に終ったとはいえ、単なる徒

勞とは目せない。

条約案成否の背景 清国総理衙門大臣は琉球問題解決を俟って条約改正を検討する事を主張し、先に修好条規締結交渉の際、全権伊達宗城に対したと同様の論法で、清国は「阿辺相酬」即ち日清両国間のみ相互に最惠国待遇を認めようとした。これに対し全権宍戸公使は「一体均霑」即ち欧米諸国と同様の待遇を要求し、両者の主張が食違ひ北京会商は難航であった。

結局清国側の譲歩により明治十三年十月二十一日に、清国全権委員沈桂芬ら提出の琉球条約案が議決された。分島改約の骨子は承認され、十日以内の調印、調印後三カ月以内の批准、光緒七年正月(明治十四年二月)宮古・八重山両群島交付、交付翌月から加約二款施行と定められた。日本外交文書十三卷一二九文書日本外交年表註主要文書上昭30

然るに清国側は約束期限を越えても調印を履行せず、上諭により慎重を期し南北洋両大臣の意見を徴すと弁明し無期延期を策したので、宍戸公使は全権の任を侮辱するものと詰責して明治十四年一月北京を引揚げ帰国の途についた。是に於て日清両国とも互に相手方が自ら議を棄てたものと看做した。(なおグラントに対しては右大臣岩倉具視から明治十四年三月末に交渉の結果を報告し遺憾の意を表明している。日本外交文書十九卷五九文書附十六号)

琉球問題に関する清国の動向を考察するに当たっては、常に清国の国際的環境特に対露交渉の推移に着目せねばならない。中田敦義「琉球事件」(昭和3加記)伊藤博文「件原委」(昭和3加記)伊藤博文「編纂書知要」三所取附11

既に琉球から日本の朝貢阻止を訴えられた際、清国が冷淡な態度を示したのは、伊犁地方を繞る露清關係悪化がその一因をなした。

ていた。何公使の強硬意見に李鴻章が動かなかったのも主としてこの為であつた。六十年来中国と日本一 北京会商當時も清国は日露の連繫を極度に警戒していた。李が琉球三分案に固執しなかったのは、折柄露国軍艦が日本を訪問したので態度を緩和したものとも見られている。奇蹟良術「近世東亞」
洋外交史序説 昭2

當時清廷では露国を孤立させるため日本に対し条約改訂にも譲歩せよとの声が張之洞、恭親王から起り調印一步前に迄至つたのであつた。張文襄公全集卷三、清季外
交史料光緒朝卷二・二三 然るに露清交渉の進展に伴ひ清廷には琉球条約案に対して賛否両論が併立した。調印を約して後一週間目に陳宝琛が条約に反対し、逆に醇親王は日露相結を警戒し、また張之洞は改約は認めたが琉案は延期を奏した。ついで北洋大臣李鴻章は上諭に応じ、日露提携の危惧不要との見解に基き延期策を上奏した。他方南洋大臣劉坤一の覆奏は竹添の表現を藉りれば「琉球ヲ丸ト日本ニ讓付シテ速ニ其ノ歛心ヲ結ヒ、中国ヘ力ヲ極メテ朝鮮ヲ保護シ以テ俄国ノ吞噬ヲ拒キヲ以テ封疆ヲ固クスベシ」との大意であつた。日本外交文書十九卷
五九文書附一八九号 (當時の清国要路の動向は本誌七号所載前稿及び同付表参照)

一方露都では曾紀沢がリッヂディア条約改訂に努力し、露清交渉も好転したので清廷は慎重策に傾いた。日本側でも明治十三年十月、井上外務卿は、北京赴任中の露国公使急拠召還との情報に露清交渉の進捗を慮り、宍戸公使宛「球事談判ヲ決シテ遅ニス可キ場合ニ無之、數句ヲ空クスル中ニ清魯俄然解釈スル様ノ事ニ立至」らぬよう天津河水氷結前の妥結を期待し、宍戸公使からも伊犁紛争に関する情報を井上外務卿に齎している。日本外交文書十九卷
五九文書附五・六号

果して明治十四年一八八二二月露都に於て聖ペテルブルグ条約が調印され、伊犁問題は落着した。同年三月に琉球問題再議の上諭が下り、軍機大臣左宗棠も沿海戒備の上申の中に「宍戸の帰国は露清和議成立前であり、今事態の急変を聞けば或は日本要求の意も緩和されるかも知れない」と観測しているが、日本は既に談判終了と看做していた。清季外交史料
光緒朝二五

露清交渉が不調のまゝに推移した場合、二島分割・条約均霽案が成立する可能性は充分存していた。その場合は日清戦争による実力的解決を俟たずに琉球問題は了局を見ていた事になり、両群島も異つた運命を迎っていたであらう。

二、所屬問題の論点と双方の態度

清国の主張と態度 清国の本意は要するに朝貢儀礼の存続にあった。これが琉球の所屬論議に於て阿属論となり、解決案としては復封を伏線とした姿を示した。関心は名分の問題にあり、近代国際法の觀念には程遠いものがあつた。藩屬国としての琉球を喪失する事は單に琉球一個の問題に止まらず、緬甸、安南等の帰趨にも関連する性質のものであつた。

日本との關係に於ても、出来れば琉球が既往の阿属状態を維持する事を期待していた。日本の支配を否認するのではなく、琉球を一方的に処分する日本の行動に抗議したのである。過去についても、日本が専属を主張したのに対して、阿属という方が事実に近いとし、両国で召使う従僕にたとえている。しかも琉球の独立性を認め、属邦である事と一国である事とは併存して憚らぬものと

主張し、属邦の実として明代以来の冊封職貢を、一国の実として「政教禁令不為遙制」の事を挙げた日本外交文書十二卷。更に琉球が米仏蘭三国と夫々条約を結んだ事実は、此等外国も琉球を一国と認めた証左であると主張し、且つ条約中に清国年号、漢文を使用している事を挙げた。琉球の言語、民族、宗俗に関する主張も、朝貢停止、廃藩置県に対する抗議も右の線に沿って行われた。

此等の主張は主として何公使から寺島外務卿宛日本外交文書十一卷十二卷九及及び総理衙門から宍戸公使宛十一卷九六・一〇三六の公文に述べられているが、何公使と寺島外務卿の対話筆記によると、公文に比べ

穩便に進貢停止それ自体よりも、日本が清国に全く通知せず一方的に実行した点を専ら論難しており、とにかく今一度の納貢許可、その上での両国協議を反復希望している。外務省松本記録 日清修好条

規違反との抗議も、両属関係の完全否定にまで至らなかつた明治五年の琉球建藩には及ばず、両属関係清算を図つた朝貢停止と、併合確定の措置ともいえる廃藩置県に対して向けられた。

清国の宮古八重山割讓案に対する同意は、両群島に琉球王国を復し封貢関係を継続し得るとの期待を基礎としていた。然るに日本が尚一族を返還しない事と、琉官向徳宏の言により「南島貧瘠僻隘不能自立」の事が判明した結果は該案調印を延期に至らしめた。李文忠公全書奏稿卷三九

清国側は宍戸公使の北京退去後も依然として琉球問題未了の態度を固持し、特に李鴻章が該件に執着した。李が条約調印延期に決定的な役割を果たした事は、竹添に対して李自身が明治十四年十二月に「約定ハ予ノ破ル所ナリ」「予カ不承知ナル以上ハタトヒ

総理衙門ニテ議決スルトモ天子ヨリ必ス我レニ御下問有之事故予カ出来ヌト云フ事ハ決テ出来ル事ナシ」と断言している所からも裏書される。日本外交文書十九卷五九文書附一六号 李は相変らず首里返還、尚家復封による琉球祭祀の存続を竹添領事に提議した。日本外交文書十四卷一六・一九・二〇号 十九卷五九文書附一

明治十六年一月、駐日公使黎庶昌は参議松方正義に一個人の資格で琉球藩王復位を申入れた。井上外務卿は尚泰を「同地永遠ノ

県令」とする事ならば行い得ぬとは限らない旨を仄かした処、黎公使は県令名義でも希望したが、進貢名義存続の事も付帯していたので不首尾に終つた。此の際も井上外務卿は、清国が朝貢国

を失い将来の典籍上に琉球を記載し得なくなる事態を憂慮し之に拘泥している事実を指摘している。尚家復封の熱望は竹添領事を

さえ同意に傾けさせた程であつた。日本外交文書十九卷五九文書附二五号

明治十五年、六年当時は、清国要路の対日感情は相当に險惡化していた。鄧承修、陳宝琛、張佩綸、李鴻章らは程度の差はあつても挙つて琉球回復を名とする日本征討或はその前提として海軍力の充実を説いている。安南、朝鮮と清国周辺多事の時であつた

が、日本との争端は朝鮮にあらず琉球問題にありと目していた。李文忠公全書奏稿卷四四、日本外交文書十五卷一〇七文書附三、新聞集成明治編年史九卷所載東京日日新聞明治二年三月八・九兩日記事

琉球奪回の氣運を作るとの考へに立脚した「琉球地理志」(光緒十九年、明治)

の著者姚文陳は、軍事的見地から日本地理研究のため

日本に派遣されたと云われる。佐藤三郎「明治前期に於ける中国人」昭二

明治二十年六月、日清修好条規改正談判に当り、総理衙門大臣曾

紀沢は駐清公使塩田三郎に対して琉球問題に触れて、清国政府は

本件を未結了と認めており他日球案提出の意図ある旨を洩らしているが実現は見なかった。日本外交文書二
十卷五〇文書

結局比重は朝鮮の方に傾き、やがて日清戦争に突入したが、媾和談判に際しても琉球の議は提出されず、下関条約により台湾、澎湖諸島まで日本の領有に帰し、琉球問題は自然消滅の形になった。

日本の主張と態度 日本は明治初年以降諸施策を実施した後の琉球に対してのみならず、それ以前の状態に関しても阿属という事を否定した。竹添進一郎も李鴻章に対して「天下無阿婚之婦、豈亦有阿属之邦乎」と述べている。李文忠全書
詔署函稿十

琉球の所属に関する日本側の主張は、寺島外務卿の説略日本外交文書十二
卷一〇一文及び井上外務卿の覚書
同前十二卷一〇に詳述されている。
書附二号

要するに慶長遠征以降「琉球ハ我帝国封侯ノ一ナル薩摩侯ノ所領シタル附屬ノ采邑」として貢租を徴し官吏を派し、その行政は薩摩侯の法令制度と認可により施行されていた事を主張した。しかも数世の時代明朝又は清朝により斯かる支配が否認されなかった点を指摘し、更に薩藩統治を実証するものとして尚寧王、三司官の誓文及び法章十五ヶ条を示した。琉球の阿属は否定したが、中国との旧来の関係についてはその事実を認めた。但し日本との関係は実質的従属関係となし、中国との朝貢冊封関係は幾多の事例を引いて領有乃至主権の明証の実質を有しない「虚文空名」の性質のものとして看做した。日本の主張した琉球支配の実績は、前項でも見た通り阿属を主張する清国側からも否定されていない。

公法理論からも、領有の実としては現に土地を管轄する意志を

有し且つその土地に抛り之を保有している事が必要であるのに、琉球に関して清国は此等条件を備えていないと主張した。従って琉球と米仏蘭各国との条約に清暦使用の事も、土地の領有とは関係ないとし、また条約そのものについても、その継承は日本と各条約国との関係事項であり清国と交渉の必要はないと反駁した。以上、日本は琉球に対して慶長以降薩摩侯の所管として実権を有し且つ安全に領有したとの見地に抛り、朝貢冊封の儀礼に基く清国側の阿属の主張に対立し、斯かる双方の論点が反復展開された。

交渉に関しては、清国側が球案未了の態度を保持して交渉再議を希望したのに対し、北京会商は清国の違約により決裂したものと看做し、自ら発議せず且つ清国側の体面保持を主とした案に基づく再議申出には応じない態度を堅持した。

明治十六年五月、黎公使は日清修好条規改正期限に關連して琉球問題解決を日本政府に申入れたが、井上外務卿は換約と談判とは別議の旨を回答した。日本外交文書十六
卷九六・九七文書 同年九月、安南事件を琉球案件と共通性ある問題と見て外国代理公使が清国に対する日仏提携動作を説いた際にも、井上外務卿は、日本政府は琉球問題を談判済と看做しており、清国が兵力による奪取を企図すれば余儀なく応対する迄と述べている。日本外交文書十
六卷二五九文書 結局、時日の経過と共に日本の琉球領有は既成事実として認められるに至った。

結 言

日清両国とも過去に琉球が夫々他方に通じていた事を知り乍ら

不問に附していた事実を公文に於ても認めている。過去については必ずしも日本が完全に掌握していたとは看做せない状態であった。然るに明治維新以降、清国は琉球問題に關して、常に日本に一步後れをとり終始受身の立場で日本の一方的措置を困難するに暇なかった。朝貢停止も琉球から泣訴の末、日本政府に抗議したが、何公使の對話筆記によれば、一応事前に清国にも相談ありたしとの程の語氣であり、逆に外務卿宛公文は強硬に過ぎて文言問題を惹起する始末であった。さりとて日本の琉球侵略を名義として戦端を開くだけの決断も準備もなかった。紛争解決の手段として武力も用いず公法も採らず、日本の積極方針に従来の地位を失

った形である。

その根底には、中国が旧態依然たる朝貢名義に拘泥し國際的同情も得られず、近代國家としても日本に一籌を輸していた事実が横たわっている。反対に日本は清国以外の諸國から琉球処分に關して何等の異議も挟まれず、有利な國際的環境の裡に帰屬確定の方策を順次実施し得た。琉球問題の結末は兩國當時の國勢の差を如実に反映したものであったと云えよう。

〔附記〕 本稿執筆に當り資料の便宜と有益な助言とを与えられた外務省大臣官房文書課外交文書室班長大山梓氏に厚く謝意を表する。

(一九五六・一〇稿一九五七・一補)